平成３０年（フ）第１３５号
静岡県浜松市中区城北１丁目17番23号　日栄ハイム城北603号室
債務者　大場　知子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
長崎県島原市青葉町5414番地15
債務者　織田　秋子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町155番地４　サンライフ・フナモト105
債務者　吉新　信章
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１０号
栃木県宇都宮市簗瀬町1383番地９
債務者　佐藤電機こと　佐藤　秀幸
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１６号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目７番地２Ｃ棟
債務者　栗田真由美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２２１号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目10番５号　井上荘Ａ101
債務者　奥村　幸弘
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７０４号
東京都八王子市堀之内３丁目21番地11シャルム堀之内205号
債務者　加藤　篤
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市清須町字堂西83番地の19
債務者　橘田　司
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１９８０号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目３番４号
債務者　鳴橋　信子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０３６号
大阪府吹田市清水10番１―306号、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町1542番地18
債務者　藤山　一也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０３７号
大阪府吹田市清水10番１―306号
債務者　脇田そのみ
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４２１号
大阪府高槻市京口町５番30号、前住所京都市西京区牛ケ瀬堂田町６番地　ヴィラフォンテーヌ桂川　302号
債務者　今井奈穂子（旧姓上中）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４号
熊本県天草市五和町御領12186番地１、前住所熊本県天草郡苓北町志岐1272番地４
債務者　酒井　昌子（旧姓柳本）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月20日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第１０２１号
神奈川県藤沢市藤沢５丁目３番２号
債務者　岩田　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０２５号
横浜市磯子区上中里町1028番地　１棟134号
債務者　舟山芙美江
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部